

消防署からのお知らせ

新型コロナウイルス感染症を踏まえた心肺蘇生

突然に心肺停止した方を救命するためには、救急車が到着するまでの間、バイスタンダー（その場に居合わせた人）による心肺蘇生とAED（自動体外式除細動器）の使用が重要です。

なお、新型コロナウイルス感染症の流行に伴い新しい生活様式が実践されている中、応急処置に関しても感染防止の観点から実施方法が変更となっていますので、感染防止を踏まえた正しい心肺蘇生の方法を身につけましょう。

～基本的な考え方について～

1. すべての傷病者（心肺停止者）に感染の疑いがあるものとして対応すること。
2. 成人には人工呼吸を行わずに胸骨圧迫とAEDによる電気ショックを実施すること。
3. 小児の場合は講習会等で人工呼吸の技術を身につけていて、人工呼吸を行う意思があるときは実施すること。



心肺蘇生の実施手順は以下の通りです。

1. 感染の疑いを考慮しつつ自身の安全と傷病者の安全を確認。（安全確認）
2. お互いの顔を近づけすぎないように意識し肩を軽く叩きながら声をかける。（意識・反応の確認）
3. 近くに人がいれば助けを求め、119番通報とAEDを依頼する。
4. 目視で胸とお腹の上下運動を見つつ10秒以内で呼吸の確認を実施する。（呼吸の確認）
5. 胸骨圧迫前にハンカチやタオルなどを鼻と口にかぶせる。（胸骨圧迫）
6. AED到着後、電源を入れてパッドに描かれている絵を見て正しく貼る。
7. 電気ショックを行う場合は誰も触れていないことを確認する。（電気ショック）
8. 電気ショックを行ったら、直ちに胸骨圧迫を再開し、救急隊へ引き継ぐ。
※救急隊へ引継ぎ後は、速やかに石鹸水と流水で手と顔を洗ってください。
傷病者に使用したハンカチやタオルは直接触れずに廃棄することが望ましい。

特設人権相談所を開設します

人権擁護委員法が施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」と定めています。

人権擁護委員は、地域の皆さんから人権相談を受け、問題解決のお手伝いや法務局の職員と協力して人権侵害による被害者の救済をしたり、地域の皆さんに人権について関心を深めてもらえるような啓発活動を行っています。

相談は無料で秘密は固く守られます。困りごとや悩みごとなどお気軽にご相談ください。

1	日	時	6月1日(火)	午前10時～午後3時まで
2	場	所	平田村役場	別棟会議室
3	相談対応者		平田村人権擁護委員	
			午前10時～12時	宗像とし子、矢吹由利子
			午後1時～3時	関根 猛、三本松公平

問い合わせ 住民課 ☎ 55-3112

国民年金だより

一般的な国民年金に関するお問い合わせは……

ねんきんダイヤル

0570-05-1165 (ナビダイヤル)

050 ではじまる電話で
おかけになる場合は

03-6700-1165 (一般電話)

受付時間

月曜日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※お電話のおかけ間違いにご注意ください。

問い合わせ

郡山年金事務所

☎ 024-932-3434

住民課

☎ 55-3112



国保だより

国民健康保険制度はみなさんの保険税で支えられています。

保険税は滞納をせず、期日までに納めましょう。

納付せずに滞納してしまうと……

1. 督促を受けたり、延滞金が加算される場合があります。



2. 有効期限の短い「短期被保険者証」が交付される場合があります。



3. 保険証を返還していただき、「被保険者資格証明書」が交付され、医療費を一度全額自己負担していただくことになります。

※ 上記措置のほか、財産の差し押さえなどを行う場合もあります。



納付が困難な場合には、未納のままにせず必ず税務課にご相談ください。

保険税の納付は金融機関での口座振替が便利です。口座振替を希望する方は、役場税務課・住民課にご相談ください。

問い合わせ 税務課 ☎55-3113 住民課 ☎55-3112